

各位

2025年3月27日

会社名 株式会社アスコット 代表者名 代表取締役社長 中林 毅 (コード番号:3264 東証スタンダード) 問合せ先 取締役兼執行役員 コーポレート本部長 豊泉 謙太郎

(TEL: 03-6721-0244)

# 大東建託株式会社による当社株式に係る株式売渡請求を行うことの決定及び 当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ

2025年3月19日付「大東建託株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社、その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、大東建託株式会社(以下「大東建託」といいます。)は、2025年2月3日から当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)及び2020年12月16日開催の当社定時株主総会決議を経て発行された第7回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である2025年3月26日をもって、当社株式129,972,900株(議決権所有割合(注1):96.17%)を所有するに至り、大東建託は当社の会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)に定める特別支配株主(以下「特別支配株主」といいます。)となっております。

(注1)「議決権所有割合」とは、(i) 当社が 2025 年 2 月 12 日に提出した「2025 年 9 月期第 1 四半期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された 2024 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 (129, 916, 662 株) に、(ii) 同日現在残存し行使可能な本新株予約権(5, 364, 000 個)の目的と なる当社株式の数(5, 364, 000 株)を加算した株式数(135, 280, 662 株)から、(iii) 同日現在の 当社が所有する自己株式数(134, 743 株)を控除した株式数(135, 145, 919 株)に係る議決権の 数である 1, 351, 459 個に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、議決権所有割合の計 算において同じです。)をいいます。

大東建託は、本公開買付けの成立により、当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至ったことから、当社が2025年1月31日に公表いたしました「大東建託株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「本意見表明プレスリリース」といいます。)の「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、当社株式の全て(但し、大東建託が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することにより、当社を大東建託の完全子会社とするための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、会社法第179条第1項に基づき、当社の株主(但し、大東建託及び当社を除きます。)の全員(以下「本売渡株主」といいます。)に対し、その所有する当社株式(以下「本売渡株式」とい

います。)の全部を大東建託に売り渡すことの請求(以下「本株式売渡請求」といいます。)を行うことを本日決定したとのことです。

当社は、本日付で大東建託より本株式売渡請求に係る通知を受領し、当社取締役会は、本日、本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本株式売渡請求の承認により、当社株式は株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2025年4月24日まで整理銘柄に指定された後、2025年4月25日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

# 1. 本株式売渡請求の概要

# (1)特別支配株主の概要

(1)	名称	大東建託株式会社				
(2)	所 在 地	東京都港区港南二丁目 16 番 1 号				
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長執行役員 CEO 竹内 啓				
(4)	事業内容	建物賃貸事業の企画・建築、不動産の仲介・管理、	及びガス供給			
	事 耒 門 谷	等の関連事業				
(5)	資 本 金	29,060 百万円(2024年12月31日現在)				
(6)	設 立 年 月 日	1974年6月20日				
		日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	16. 14%			
		株式会社日本カストディ銀行(信託口)	5. 69%			
		STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	5. 63%			
		(常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)				
		光通信株式会社	5. 35%			
		JP モルガン証券株式会社	2.83%			
	大株主及び持株比率	大東建託協力会持株会	2. 51%			
(7)	(2024年9月30日現在)	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	2. 46%			
	(2021   071 00 H 70112)	(常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)				
		住友不動産株式会社	2. 43%			
		大東建託従業員持株会	2. 28%			
		NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER	2. 10%			
		INTERNATIONAL INVESTORSINTERNATIONAL VALUE				
		EQUITY TRUST(常任代理人香港上海銀行東京支店				
		カストディ業務部)				
(8)	当社と特別支配株主との関係					
	資 本 関 係	該当事項はありません。				
	人 的 関 係	該当事項はありません。				
	取 引 関 係	該当事項はありません。				
	関連当事者への	該当事項はありません。				
	該 当 状 況	7.5.5.7.7.6.6.7.7.6.6.7.7.6.6.7.7.6.6.7.7.6.6.7.7.6.6.7.7.6.6.7.7.6.6.7.7.6.7.7.6.7.7.6.7.7.6.7.7.6.7.7.6.7.7.6.7.7.7.6.7				

# (2) 本株式売渡請求の日程

売	渡	請	求	日	2025年3月27日(木曜日)
当	社 取 締	役	会 決 議	日	2025年3月27日(木曜日)
売	買	最	終	日	2025年4月24日(木曜日)
上	場	廃	止	日	2025年4月25日(金曜日)
取		得		日	2025年4月30日 (水曜日)

#### (3) 売渡対価

- ①当社株式1株につき、260円
- ②本新株予約権1個につき、105円

#### 2. 本株式売渡請求の内容

当社は、大東建託から、本日付で、本株式売渡請求をする旨の以下の内容の通知を受領いたしました。

- (1)特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称(会社法第179条の2第1項第1号) 該当事項はありません。
- (2) 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその 割当てに関する事項(会社法第179条の2第1項第2号及び第3号) 大東建託は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価(以下「本売渡対価」といいます。)として、
- (3) 新株予約権売渡請求に関する事項(会社法第179条の2第1項第4号) 該当事項はありません。

その有する本売渡株式1株につき260円の金銭を割当交付いたします。

(4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日(以下「取得日」といいます。)(会社法第179条の2 第1項第5号)

2025年4月30日

(5) 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法(会社法第179条の2第1項第6号、会社法施 行規則第33条の5第1項第1号)

大東建託は、本売渡対価の全てを、大東建託の現預金によりお支払いすることを予定しています。また、大東建託は、本売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を保有しております。

(6) その他の本株式売渡請求に係る取引条件(会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則 第33条の5第1項第2号)

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は 記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財 産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合 には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により(但し、本売渡対価の交付について大東建 託が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により)、本売渡株主に対す る本売渡対価を支払うものとします。

# 3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由

#### (1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本株式売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格である、普通株式1株につき、金260円(以下「本公開買付価格」といいます。)と同一の価格に設定されております。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」及び「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下の経緯及び理由により、2025年1月31日開催の当社取締役会において、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、当該取締役会決議は、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」 の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及 び理由」に記載のとおり、2024 年9月6日、当社は、大東建託グループから本取引に関する提案 書を受領いたしました。当社は、かかる提案について慎重に検討を行った結果、2024年10月1日、 本取引の実施に向けた協議を進める旨の連絡を行い、本取引に向けた具体的な検討及び協議を開 始するとともに、当社グループ、大東建託グループ及び本応募予定株主(当社の筆頭株主であり親 会社である森燁有限公司 (Sun Ye Company Limited) (以下「森燁有限公司」といいます。)、第2 位株主でありその他の関係会社及び主要株主である SBI ホールディングス株式会社(以下「SBIHD」 といいます。)並びに第3位株主である平安ジャパン・インベストメント1号投資事業有限責任組 合 (以下 「平安ジャパン・インベストメント1号」 といいます。) をいいます。 以下同じ。) から独 立したリーガル・アドバイザーとして TMI 総合法律事務所を、第三者算定機関としてトラスティ ーズ・アドバイザリー株式会社(以下「トラスティーズ」といいます。)を、ファイナンシャル・ アドバイザーとして SBI 証券株式会社 (以下 「SBI 証券」 といいます。) をそれぞれ選任し (注2)、 TMI 総合法律事務所から受けた本取引に関する意思決定の過程、方法その他の本取引に関する意思 決定に関する留意点等についての法的助言を踏まえ、大東建託グループ及び本応募予定株主から 独立した立場で、当社グループの企業価値の向上及び当社の少数株主の皆様の利益の確保の観点 から、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための社内における検討体制の構築を開始いたしま した。

(注2) SBI 証券の完全親会社である SBIHD は、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの

概要」に記載のとおり、大東建託との間で本応募契約(SBIHD)(以下に定義します。)を締結しているところ、SBI 証券から当社に対して、(a) SBI 証券は当社のみのアドバイザーとして関与すること、(b) SBIHD は独自に大東建託と本応募契約(SBIHD)に関する交渉を行い、SBI 証券はこれに関与しないこと、(c) SBI 証券と SBIHD の間で情報遮断等の処置を講じることなどにより、利益相反関係を適切に管理することが可能であると考えられることに加え、(d) SBI 証券は、株式価値算定については、手続の公正性を担保する観点から、自ら株式価値算定業務を行うのではなく、別途選任された第三者算定機関による株式価値算定結果を踏まえた当社への助言等のサポートにとどめることを想定している旨が説明されております。なお、当社が SBI 証券から受けた説明によれば、上記 (c) に関して、具体的には、SBI 証券と SBIHD は、SBI 証券のファイナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署とその他の部署及び SBIHD との間で本取引に関する一切の情報共有を遮断する処置を講じているとのことです。

また、当社の社外取締役である髙村正人氏は、SBI 証券の代表取締役社長及び SBIHD の代表取締 役副社長(COO)を兼任しておりますが、当社が SBI 証券から受けた説明によれば、(i) 同氏は SBI 証券において本公開買付けにおける当社のファイナンシャル・アドバイザーとしての業務には 一切関与しておらず、(ii) 当社が 2024 年 10 月 1 日に開催した取締役会において SBI 証券をファ イナンシャル・アドバイザーとして選任して以降、同氏等と SBI 証券のファイナンシャル・アドバ イザー業務を担当する部署とは本取引に関する一切の情報共有を遮断する処置が講じられている とのことです(なお、上記のとおり、当社は、大東建託より本取引を実施する意向を有している旨 伝えられた 2024 年 9 月 6 日以降同年 10 月 1 日に開催した取締役会において SBI 証券を本取引に 係るファイナンシャル・アドバイザーとして正式に選任するまでの間も、SBI 証券に対して必要に 応じて本取引に関する相談を行っておりましたが、かかる相談は、本取引に係るファイナンシャ ル・アドバイザー業務の受任に係る打診やその可否の確認、また、上記のとおり SBIHD と SBI 証 券との利益相反関係の整理に関する相談が中心であり、SBI 証券が当社に対して本取引に係る助言 を開始したのはファイナンシャル・アドバイザーとして正式に選任された 2024 年 10 月1日以降 であるため、同日以降をもって上記情報共有を遮断する処置を講じたものであるとのことです。そ のため、当社としては、2024年10月1日以前に上記情報共有を遮断する処置が講じられていなか ったことをもって SBI 証券のファイナンシャル・アドバイザーとしての独立性に問題が生じるも のではないと考えております。)。また、同氏等は当社内での本公開買付けに関する意思決定及び交 渉過程についても一切関与しておりません。

なお、SBI 証券の報酬には、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬が含まれておりますが、当社は、同種の取引における一般的な実務慣行や仮に本取引が不成立となった場合に当社に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等を勘案し、成功報酬が含まれていることをもって SBI 証券の独立性が否定されるわけではないと判断しております。また、当社は、SBI 証券の本公開買付けからの独立性に関し、TMI 総合法律事務所から、上記 SBI 証券から受けた説明及び SBI 証券と当社との間のファイナンシャル・アドバイザー業務の委託に関する契約において SBI 証券に対して公正性や利益相反に関する懸念が生じないような措置を講じることを義務付けることを前提とすれば、当社における意思決定過程の公正性に直ちに問題が生じるものとはいえないとの法的助言も踏まえ、実際に SBI 証券とのアドバイザリー・サービス契約において上記措置を講じることを規定した上で、本特別委員会(以下に定義します。)の承認も経て、SBI 証券をファイナンシャル・アドバイザーに選定することといたしました。

また、当社は、大東建託の連結子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには

該当しません。また、本公開買付けを含む本取引は、いわゆる MBO(マネジメント・バイアウト) 取引にも該当いたしません。もっとも、大東建託は、本応募予定株主である当社の筆頭株主であり 親会社である森燁有限公司、第2位株主でありその他の関係会社及び主要株主である SBIHD 並び に第3位株主である平安ジャパン・インベストメント1号との間で、本応募予定株主が所有する当 社株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の応募契約 (特に、SBIHD との間で締結する契約 を「本応募契約(SBIHD)」といいます。)を締結しており、本応募予定株主と当社の少数株主の皆 様との利害が必ずしも一致しない可能性があることから、TMI 総合法律事務所の助言を踏まえ、本 取引に関する当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及 び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保する観点から、2024 年 10 月 1 日開催の当社取締 役会決議により、当社の独立社外取締役である原田典子氏(当社社外取締役)、並びに、当社社外 監査役である吉田修平氏(当社社外監査役、弁護士、吉田修平法律事務所)及び長尾謙太氏(当社 社外監査役、公認会計士・税理士、税理士法人グローイング代表社員)の3名によって構成される、 当社グループ、大東建託グループ及び本応募予定株主のいずれからも独立した特別委員会(以下 「本特別委員会」といいます。)を設置いたしました。本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯 及び判断内容については、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、 根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する ための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③当社における独立した特別委 員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。

なお、当社は、下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会において、当社のファイナンシャル・アドバイザーである SBI 証券、第三者算定機関であるトラスティーズ及び当社のリーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けております。

当社は、上記体制を整備した後、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づいた上で、SBI 証券、トラスティーズ及び TMI 総合法律事務所の助言を受けながら、本取引の是非及び取引条件の妥当性等に関して大東建託との間で複数回に亘る協議・交渉を行いました。

また、本公開買付価格については、当社は、2025年1月15日、大東建託から本公開買付価格を239円(当該提案がなされた2025年1月15日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値196円に対して21.94%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値203円に対して17.73%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値208円に対して14.90%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値195円に対して22.56%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)とする提案を受けました。また、本新株予約権買付価格については、本新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額155円が本公開買付価格として提示した239円を下回っていることから、当社株式1株当たりの行使価額155円の差額(84円)に当該本新株予約権の目的となる当社株式数(1株)を乗じた金額である84円とする旨の提案を受けました。これに対し、2025年1月16日、当社は、当該提案価格は、当社の本源的価値を十分に反映しておらず、当社の少数株主の期待に応えられる水準ではないとして、本公開買付価格並びに本新株予約権に係る本新株予約権買付価格の引上げを要請しました。当社は、かかる要請を受けた大東建託から、2025年1月20日に、大東建託から本公開買付価格を250円(当該提案がなされた2025年1月20日の前営業日である2025年1月17

日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値192円に対して30.21%、同日まで の過去1ヶ月間の終値単純平均値202円に対して23.76%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平 均値 208 円に対して 20. 19%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 195 円に対して 28. 21% のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)とする提案を受けました。また、本新株予約権買付価 格については、本新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額 155 円が本公開買付価格として提 示した 250 円を下回っていることから、当社株式1株当たりの行使価額 155 円の差額(95 円)に 当該本新株予約権の目的となる当社株式数(1株)を乗じた金額である 95 円とする旨の提案を受 けました。これに対し、2025年1月21日、当社は、当該提案価格は、当社の本源的価値を未だ十 分に反映しておらず、また、他の類似事例において付された公表前営業日の終値並びに直近1ヶ月 間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の各終値単純平均に対するプレミアム割合の実例を考慮する と、当社の少数株主保護の観点において十分と考えられる価格を依然として下回るものであると して、本公開買付価格並びに本新株予約権に係る本新株予約権買付価格の引上げを要請しました。 当社は、かかる要請を受けた大東建託から、2025年1月23日に、大東建託から本公開買付価格を 258円(当該提案がなされた 2025年1月23日の前営業日である 2025年1月22日の東京証券取引 所スタンダード市場における当社株式の終値195円に対して32.31%、同日までの過去1ヶ月間の 終値単純平均値 201 円に対して 28. 36%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値 208 円に対し て 24. 04%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 195 円に対して 32. 31%のプレミアムをそ れぞれ加えた金額です。)とする提案を受けました。また、本新株予約権買付価格については、本 新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額 155 円が本公開買付価格として提示した 258 円を下 回っていることから、当社株式1株当たりの行使価額155円の差額(103円)に当該本新株予約権 の目的となる当社株式数(1株)を乗じた金額である103円とする旨の提案を受けました。これに 対し、2025年1月23日、当社は、当該提案価格は、当社の本源的価値を未だ十分に反映しておら ず、また、他の類似事例において付された公表前営業日の終値並びに直近1ヶ月間、直近3ヶ月間 及び直近6ヶ月間の各終値単純平均に対するプレミアム割合の実例を考慮すると、当社の少数株 主保護の観点において十分と考えられる価格を依然として下回るものであるとして、本公開買付 価格並びに本新株予約権に係る本新株予約権買付価格の引上げを要請しました。当社は、かかる要 請を受けた大東建託から、2025年1月27日に、大東建託から本公開買付価格を260円(当該提案 がなされた 2025 年1月 27 日の前営業日である 2025 年1月 24 日の東京証券取引所スタンダード 市場における当社株式の終値 193 円に対して 34. 72%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 200 円に対して 30.00%、同日までの過去 3ヶ月間の終値単純平均値 207 円に対して 25.60%、同 日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値 196 円に対して 32.65%のプレミアムをそれぞれ加えた 金額です。)とする最終提案を受けました。また、本新株予約権買付価格については、本新株予約 権の当社株式1株当たりの行使価額155円が本公開買付価格として提示した260円を下回ってい ることから、当社株式1株当たりの行使価額155円の差額(105円)に当該本新株予約権の目的と なる当社株式数(1 株)を乗じた金額である 105 円とする旨の最終提案を受けました。その結果、 当社は、大東建託に対して、本公開買付価格を260円、本新株予約権買付価格については、本新株 予約権の当社株式1株当たりの行使価額 155 円が本公開買付価格として提示した 260 円を下回っ ていることから、当社株式1株当たりの行使価額155円の差額(105円)に当該本新株予約権の目 的となる当社株式数(1株)を乗じた金額である105円とすることを応諾する旨の回答を行い、合 意に至りました。

以上の経緯の下で、当社は、2025年1月31日開催の当社取締役会において、TMI総合法律事務

所から受けた法的助言、SBI 証券から受けた財務的見地からの助言並びにトラスティーズより 2025 年1月30日付で取得した当社株式の株式価値に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書(トラスティーズ)」といいます。)の内容を踏まえつつ、本特別委員会から 2025 年1月31日付で取得した答申書(以下「本答申書」といいます。)において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に検討・協議を行いました。

その結果、当社としても、以下のとおり、本取引は当社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。

当社が本取引によって実現可能と考える具体的なシナジーは、以下のとおりです。

# (a) 財務面での強化(借入規模の増大や資金調達コストの削減)

当社グループは事業領域の拡大に向けて積極的な資金調達が必要不可欠と考えておりますが、金融機関から資金調達の総量を増加させることには一定の制約があること、及び今後金利が上昇した際の資金調達コストの増加が見込まれる状況下で、これまで以上に不動産投資を加速させることは困難となるような場面も想定され、当社グループ単独での事業拡大には限界が生じる可能性があります。当社グループが大東建託グループと同一グループとなることで、大東建託を引受先とする第三者割当増資や大東建託グループの信用力を活用した資金調達規模の増大及び資金調達コストの削減による財務基盤強化等を基に、短期的な株主利益及び収益確保等に縛られず、長期的視点に基づく成長戦略・投資を機動的に実行することが可能となります。

#### (b) 不動産ファンド事業の更なる拡大

不動産ファンド事業においては、当社グループが大東建託グループと同一グループとなることで、当社グループが大東建託グループの有する物件、ノウハウや知見を共有、活用することが可能となり、物件取得のチャネル拡大が期待され、運用資産残高の拡大が見込まれます。

### (c)物流開発事業の更なる拡大

大東建託においても物流開発事業に着手していますが、同事業について経験を有している当社 グループが大東建託グループと同一グループとなり、当社グループが大東建託グループの有する 物件、土地情報を共有、活用することが可能となり、事業規模の拡大が見込まれます。

#### (d) 請負工事における相応のコスト削減効果

当社グループの不動産開発事業において、今後も高いデザイン性や施工難易度の高い不動産開発を進めるためには、近年の施工業界における資材価格の高騰や人手不足の影響による工事費の高騰や開発スケジュールの長期化、遅延に対応しなくてはなりません。そのような状況下において、当社グループが大東建託グループと同一グループとなることで、大東建託グループの施工会社が当社グループの工事を直接請け負う可能性もあり、その場合には相応のコスト削減効果が見込まれます。また、同一グループとなることで、工事費の高騰要因や工事進捗状況などの情報共有を密にし、施工会社を内製化している大東建託グループの協力を仰ぐことで、こうした阻害要因を回避、解消することが見込まれ、その結果として、当社の強みである高いデザイン性を求めた不動産開発力を存続させ、生かすことが可能となると考えております。

他方で、当社株式の非公開化を行った場合には、資本市場からエクイティ・ファイナンスにより資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社として当社が享受してきた社会的な信用力や知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等に影響を及ぼす可能性が考えられます。しかしながら、大東建託グループと同一グループとなり、大東建託グループが有する社会的信用力や資金調達力等を生かすことで、その影響を最小限のものとすることができると考えております。加えて、当社の社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等は事業活動を通じて獲得される部分もあること、当社がこれまで培ってきたブランド力や知名度により、非公開化が人材確保に与える影響は大きくないと考えられること等から、非公開化のデメリットは限定的であると考えており、当社株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回ると判断いたしました。

以上より、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとの結論に至りました。

その上で、当社は、本公開買付価格について、(i)市場株価法及び類似公開会社比準法による算 定結果の上限値を上回るとともに、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF 法」 といいます。) による算定結果のレンジの範囲内であって中央値付近の金額であること、(ii) 本特 別委員会は、トラスティーズにおいて株式価値評価に用いられた算定方法等について、トラスティ ーズ及び当社から、評価手法の選択、DCF 法による算定の基礎となる当社の事業計画の作成方法・ 作成過程及び内容、割引率の算定根拠等について説明を受けるとともに、質疑応答を行った上で検 討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかったこと、(iii) 本公開買付 価格(260円)は、当社株式の 2025 年1月 30 日の東京証券取引所スタンダード市場における終値 202 円に対して 28.71%、同日までの直近 1ヶ月間の終値単純平均値 199 円に対して 30.65%、同 日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値206円に対して26.21%、同日までの直近6ヶ月間の終値 単純平均値 197 円に対して 31. 98%、直近 12 ヶ月間の終値単純平均値 171 円に対して 52. 05%の プレミアムをそれぞれ加えた価格であるところ、かかる金額は、経済産業省が「公正なM&Aの在 り方に関する指針」を公表した 2019 年 6 月 28 日以降、2025 年 1 月 30 日までに公表された公開買 付けの事例のうち、公開買付け前において買付者が当社の議決権を保有しておらず、公開買付けに よって当社の議決権の3分の2以上を取得したという類似事例(ただし、公開買付価格のプレミア ムが公表日前営業日の終値に対してマイナスとなる事例及び公開買付不成立の事例は除く。) 144 件におけるプレミアム水準の中央値(公表日の前営業日の終値に対して41.87%、公表日の前営業 日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して38.67%、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間 の終値単純平均値に対して42.40%、公表日の前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対 して 45.22%、公表日の前営業日までの過去 12 ヶ月間の終値単純平均値に対して 46.28%)と比 較した場合、過去 12 ヶ月間の平均値に対するプレミアムで見た場合には遜色ない水準であると考 えられること、また、直前営業日終値、過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の平均値に 対するプレミアムは類似事例のプレミアム水準に比して必ずしも高い水準とはいえないものの、 仮に本取引が実行されなかった場合には、今後、当社が単独では上場維持基準の1つである流通株 式比率 25%以上の基準を充足することができない可能性があり、その結果、当社の少数株主が当 社株式を本公開買付価格よりも低い水準で売却せざるを得ない状況や売却すること自体が困難と なる状況が生じ、当社の少数株主に看過できない損害を生じさせる可能性が否定できないため、類 似事例の平均水準と同水準のプレミアムでなければ本取引を実施すべきではないと直ちに判断す ることは必ずしも適切ではないと考えられること、その上で、本公開買付価格が、上記のとおり、

直近1ヶ月間の終値単純平均値及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して 30%を上回るプレミ アム、前営業日終値及び直近3ヶ月間の終値単純平均値に対して20%を上回るプレミアムが付さ れたものであり、不合理とはいえない水準であること等を考慮すると、本公開買付価格に付された プレミアム水準を理由に、本公開買付価格の妥当性が損なわれるものとはいえないと考えられる こと、また、本公開買付価格 260 円及び当社の 2024 年 9 月 30 日時点の純資産を前提とした当社 の株価純資産倍率(PBR)は1.20倍であるところ、2019年6月28日以降2025年1月30日ま でに公表された公開買付けの事例のうち、当社の主軸事業が不動産・デベロッパー関連事業である 事例9件においては、公開買付価格を前提としたPBRの平均値が1.42 倍、中央値が1.20 倍で あり、類似業種の公開買付けの事例と比較して同等の水準であると考えられること、さらに、本公 開買付価格(260円)は、当社株式が 2022 年4月にスタンダード市場に移行して以来の市場株価 終値の最高値である 235 円を上回る価格であること等を考慮すると、本公開買付価格は妥当性を 有し、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたし ました。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権の当社株式1株当たりの 行使価額との差額に本新株予約権1個の目的となる当社株式の株式数を乗じた金額とされ、上記 のとおり、トラスティーズから取得した、一般的な評価実務に照らして不合理な点が認められない 株式価値算定報告書及び合理的な水準である株価に対するプレミアムを考慮した本公開買付価格 をもとに算定されていることを踏まえ本新株予約権買付価格についてもその価格の妥当性が否定 される水準ではないと判断いたしました。

以上より、当社は、2025年1月31日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、本新株予約権は、譲渡による取得について当社取締役会の承認を要するものとされておりますが、当社は、2025年1月31日開催の取締役会において、本新株予約権者の皆様がその所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより大東建託に対して譲渡することについて、本公開買付けが成立することを条件として包括的に承認することを決議いたしました。

上記取締役会決議の詳細は、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、当社は、2025 年3月19日、大東建託より、本公開買付けの結果について、当社株式129,972,900株の応募があり、その全部の買付け等を行う旨の報告を受けました。この結果、2025年3月26日(本公開買付けの決済の開始日)付で、大東建託は、議決権所有割合96.17%に相当する当社の株式を保有することとなり、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、大東建託より、本日付で、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。

そして、当社はかかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検 討いたしました。

その結果、当社は、本日開催の当社取締役会において、(a)本株式売渡請求は本取引の一環と して行われるものであるところ、当社は、上記のとおり、本取引は当社の企業価値の向上に資す ると判断しており、当該判断を変更すべき特段の事情が見受けられないこと、(b) 本売渡対価 は、本公開買付価格と同一の価格であるところ、当該価格の決定に際しては、本意見表明プレス リリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格 の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を 担保するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が講じられている こと等に鑑みれば、本売渡株主にとって合理的な価格であり、本売渡株主の利益を害することの ないよう十分留意されていると考えられること、(c)大東建託は、本売渡対価の全てを、大東建 託の現預金により支払うことを予定しており、また大東建託は、本売渡対価の支払のための資金 に相当する額の銀行預金を保有していること等から、大東建託による本売渡対価の支払のための 資金の準備状況・確保手段は相当であり、本売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、 (d) 本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、 本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(e) 本公開買付けの開始日以降 本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、本株式売渡請求 は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本株式売渡請求の条件等は適正であると判断し、 大東建託からの通知のとおり、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

#### (2) 算定に関する事項

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、本売渡対価は本公開買付価格と同一であることから、当社は、本株式売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

## (3) 上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場しておりますが、本株式売渡請求の承認により、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2025年4月24日まで整理銘柄に指定された後、2025年4月25日をもって上場廃止となる予定です。 上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできなくなります。

#### (4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社及び大東建託は、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を含む本取引の公正性を担保するとともに、利益相反を回避する観点から、以下の措置を実施しております。

また、以下の記載のうち、大東建託において実施した措置については、大東建託から受けた説明 に基づくものです。

# ① 大東建託における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式 価値算定書の取得

大東建託は、本公開買付価格を決定するにあたり、みずほ証券に対して、当社の株式価値の算定を依頼し、2025年1月30日付で株式価値算定書を取得したとのことです。なお、みずほ証券は、大東建託、当社及び本応募予定株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、大東建託は、本意見表明プレスリリースの「本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置がに利益相反を回避するための措置が実施されており当社の少数株主の利益に十分な配慮がなされていると考えているため、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。大東建託がみずほ証券から取得した当社株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書の詳細については、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3)算定に関する事項」の「②公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

#### ② 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社グループ、大東建託グループ及び本応募予定株主のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして TMI 総合法律事務所を選任し、本公開買付け及びその後の一連の手続に対する当社取締役会の意思決定方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けております。なお、TMI 総合法律事務所は、当社グループ、大東建託グループ及び本応募予定株主のいずれの関連当事者にも該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

また、本特別委員会は、TMI総合法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことから、当社のリーガル・アドバイザーとして選任されることを承認した上で、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しております。TMI総合法律事務所の報酬は、時間単位の報酬のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用しておりません。

#### ③ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

当社は、当社において本取引の是非につき審議及び決議するに先立ち、本取引に係る当社取締役会の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2024年10月1日付で、当社の独立社外取締役である原田典子氏(当社社外取締役)、並びに、当社社外監査役である吉田修平氏(当社社外監査役、弁護士、吉田修平法律事務所)及び長尾謙太氏(当社社外監査役、公認会計士・税理士、税理士法人グローイング代表社員)の3名から構成される本特別委員会を設置いたしました。なお、当社は、本特別委員会の委員として設置当初からこの3名を選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はなく、また、当社は、本特別委員会の委員への選定に際して、原田典子氏、吉田修平氏及び長尾謙太氏が、当社グループ、大東建託グループ及び本応募予定株主のいずれとの間でも重要な利害関係を有していないことを確認しております。なお、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとされており、当該報酬には、本取引の成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

その上で、当社は、本特別委員会に対し、(a)本取引の目的の合理性、(b)本取引の取引条件の妥当性、(c)本取引の手続の公正性、(d)上記(a)乃至(c)及びその他の事項を踏まえ、本取引の実施(本公開買付けに係る当社の意見表明を含みます。)を決定することが当社の少数株主にとって不利益か否か(これらを総称して、以下「本諮問事項」といいます。)を諮問し、本諮問事項についての本答申書を当社に提出することを委嘱いたしました。

さらに、当社取締役会は、本特別委員会に対しては、①本取引に係る調査(本取引に関係する 当社の役員若しくは従業員又は本取引に係る当社のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に 必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求めることを含む。)を行う権限、②当社に対 し、(i) 本特別委員会としての提案その他の意見又は質問を提案者に伝達すること、及び(ii) 本 特別委員会自ら提案者(本取引に関与するその役職員及び本取引に係るそのアドバイザーを含 む。) と協議する機会の設定を要望することができ、本特別委員会が(ii)の機会の設定を求めな い場合であっても、当社は、提案者と協議・交渉を行った場合にはその内容を速やかに本特別委 員会に報告し、本特別委員会は、当該内容を踏まえ、提案者との協議・交渉の方針について、当 社に対して意見を述べ、また、必要な指示・要請を行うことができる権限、③当社が選任したア ドバイザーの専門性又は独立性に問題があると判断した場合、本取引に係る当社のアドバイザ ーに対して必要な指示を行うことができるほか、必要と認めるときは当該アドバイザーの変更 を求めることができ、その場合、当社は本特別委員会の意向を最大限尊重しなければならないも のとする権限、及び①必要と認めるときは、当社の費用で、本特別委員会独自のアドバイザーを 選任することができる権限を付与することを決議しております。また、本特別委員会への諮問に あたり、当社取締役会は、当社取締役会において本取引に係る決定を行うに際しては、本特別委 員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には、本 取引を実行する旨の意思決定(本公開買付けに対する賛同及び応募推奨を内容とする意見表明 を含む。)を行わないことを決議しております。

本特別委員会は、2024年10月1日から2025年1月30日までの間に合計13回にわたって開 催されたほか、各会日間においても電子メールを通じて報告・情報共有、審議及び意思決定を行 い、本諮問事項についての協議及び検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、当社から、 本取引の提案を受けた経緯、本取引の目的、事業環境、事業計画、経営課題等に関する説明を受 け、質疑応答を行い、また、大東建託から、本取引を提案するに至った経緯及び理由、本取引の 目的、本取引の諸条件等について説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、本特別委員会は、 交渉担当者から適時に状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等に より、取引条件に関する交渉過程に実質的に関与することができることを確認しております。さ らに、トラスティーズから当社株式価値の算定方法及び結果に関する説明を受けております。そ の後、本特別委員会は、当社及び SBI 証券から、大東建託と当社との間における本取引に係る協 議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会において協議し、本公 開買付価格につき、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠 及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思 決定の過程及び理由 | に記載のとおり交渉が行われ、大東建託との間で本公開買付価格について 260円という最終的な合意に至るまで、大東建託に対して本公開買付価格の増額を要請すべき旨 を当社に意見する等して、大東建託との交渉過程に関与いたしました。さらに、TMI 総合法律事 務所から特別委員会の意義・役割等を含む本取引の手続面における公正性を担保するための措 置、並びに本取引に係る当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避する ための措置及び本取引に関する説明を受け、それぞれ、質疑応答が行われるとともに、当社及び SBI 証券からは本取引の諸条件の交渉経緯及び決定過程等に関する説明を受け、質疑応答が行われ、当該算定結果の合理性について検討いたしました。

また、本特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザーである SBI 証券、第三者算定機関であるトラスティーズ及び当社のリーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所について、それぞれの独立性、専門性及び実績等を確認した上でこれらの選任を承認しております。

本特別委員会は、このように本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2025 年1月 31 日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出いたしました。

(i) 本取引の目的の合理性(本取引が当社企業価値の向上に資するかを含む。)に関する事項について

#### (a) 本取引の目的等

本特別委員会は、本取引の目的及び本取引により向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容等について、当社及び大東建託に対して質疑を行い、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」及び「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の内容の説明を受け、その具体的な内容の確認及び検討を実施した。

その結果、当社及び大東建託が想定している本公開買付けを含む本取引の意義及び目的には、著しく不合理な点はなく、合理的な検討の結果と認められることから、本取引は当社の企業価値向上に資するものといえ、当社が想定している各施策及びシナジーを実現する必要があるとの当社の判断に特段不合理な点は認められないと判断するに至った。

また、本特別委員会は、本取引が当社株式の非公開化を前提とするものであるため、当社株式の非公開化に伴う影響についても検討した結果、市場からエクイティ・ファイナンスにより資金調達を行うことができなくなること、上場会社として当社が享受してきた社会的な信用力や知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等に影響を及ぼす可能性があることがデメリットとして考えられ得るものの、大東建託及びそのグループ会社が有する社会的信用力や資金調達力等を生かすことで、その影響を最小限のものとすることができると考えられる。加えて、当社の社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等は事業活動を通じて獲得される部分もあること、当社がこれまで培ってきたブランド力や知名度により、非公開化が人材確保に与える影響は大きくないと考えられること等から、非公開化のデメリットは限定的であり、当社株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回ると考えられる。

#### (b) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取 引は当社の企業価値の向上を企図するものであると認められ、本取引の目的は合理的であ ると判断するに至った。

- (ii) 本取引の取引条件の妥当性(本取引の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。) に関する事項について
  - (a) トラスティーズによる株式価値算定書との整合性

当社が、大東建託グループ、当社グループ及び本応募予定株主から独立した第三者算定機関であるトラスティーズから取得した株式価値算定報告書によれば、当社株式の1株当たりの株式価値は、市場株価法によると197円から206円、DCF法によると230円から307円、類似公開会社比準法によると173円から224円とされているところ、本公開買付価格は、市場株価法及び類似公開会社比準法による算定結果の上限値を上回るとともに、DCF法による算定結果のレンジの範囲内であって、その中央値付近の金額である。

また、本特別委員会は、トラスティーズにおいて株式価値評価に用いられた算定方法等について、トラスティーズ及び当社から、評価手法の選択、DCF 法による算定の基礎となる当社の事業計画の作成方法・作成過程及び内容(フリー・キャッシュ・フローについて、予測期間全体に亘って不動産への積極的な投資の実施による運転資本の増加やその反動により大幅な増減が見込まれる旨、具体的には、対前年比で、2025年9月期において大幅な減少が、2026年9月期において大幅な増加が見込まれるとともに、予測期間の最終事業年度である 2027年9月期において大幅な減少が見込まれる旨を含む。)、割引率の算定根拠等について説明を受けるとともに、質疑応答を行った上で検討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。

加えて、本公開買付価格(260円)は、当社株式の2025年1月30日の東京証券取引所 スタンダード市場における終値202円に対して28.71%、同日までの直近1ヶ月間の終値 単純平均値 199 円に対して 30.65%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値 206 円に 対して 26.21%、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値 197 円に対して 31.98%、直 近 12 ヶ月間の終値単純平均値 171 円に対して 52.05%のプレミアムをそれぞれ加えた価 格であるところ、かかる金額は、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を 公表した 2019 年 6 月 28 日以降、2025 年 1 月 30 日までに公表された公開買付けの事例の うち、公開買付け前において買付者が対象者の議決権を保有しておらず、公開買付けによ って対象者の議決権の3分の2以上を取得したという類似事例(ただし、公開買付価格の プレミアムが公表日前営業日の終値に対してマイナスとなる事例及び公開買付不成立の 事例は除く。) 144 件におけるプレミアム水準の中央値(公表日の前営業日の終値に対して 41.87%、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して38.67%、公表 日の前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して42.40%、公表日の前営業日 までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して45.22%、公表日の前営業日までの過去12 ヶ月間の終値単純平均値に対して46.28%)と比較した場合、過去12ヶ月間の平均値に対 するプレミアムで見た場合には遜色ない水準であると考えられる。また、直前営業日終値、 過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の平均値に対するプレミアムは類似事例の プレミアム水準に比して必ずしも高い水準とはいえないが、仮に本取引が実行されなかっ た場合には、今後、当社が単独では上場維持基準の1つである流通株式比率25%以上の基 準を充足することができない可能性があり、その結果、当社の少数株主が当社株式を本公 開買付価格よりも低い水準で売却せざるを得ない状況や売却すること自体が困難となる 状況が生じ、当社の少数株主に看過できない損害を生じさせる可能性が否定できないため、 類似事例の平均水準と同水準のプレミアムでなければ本取引を実施すべきではないと直 ちに判断することは必ずしも適切ではないと考えられる。その上で、本公開買付価格が、 上記のとおり、直近1ヶ月間の終値単純平均値及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対し て 30%を上回るプレミアム、前営業日終値及び直近3ヶ月間の終値単純平均値に対して 20%を上回るプレミアムがそれぞれ付されたものであり、不合理とはいえない水準である

こと等を考慮すると、本公開買付価格に付されたプレミアム水準を理由に、本公開買付価格の妥当性が損なわれるものとはいえないと考えられる。

また、本公開買付価格(260円)を前提とした当社の株価純資産倍率(PBR)(注3)は1.20倍であるところ、2019年6月28日以降、2025年1月30日までに公表された公開買付けの事例のうち、対象者の主軸事業が不動産・デベロッパー関連事業である事例9件においては、公開買付価格を前提としたPBRの平均値が1.42倍、中央値が1.20倍であり、類似業種の公開買付けの事例と比較して同等の水準であると考えられる。

((注3):「本公開買付価格(260円)を前提とした株価純資産倍率(PBR)」とは、

(i) 本公開買付価格 (260円) を、(ii) 当社有価証券報告書に記載された 2024 年 9 月 30 日現在の 1 株当たり純資産額 (216.81円) で除した倍率をいう。)

さらに、本公開買付価格(260円)は、当社株式が2022年4月に東京証券取引所スタンダード市場に移行して以来の市場株価終値の最高値である235円を上回る価格である。

(b) 本新株予約権の買付金額の株式価値算定書との整合性

本新株予約権買付価格については、本公開買付価格 260 円と本新株予約権の当社株式1 株当たりの行使価額との差額に本新株予約権1個の目的となる当社株式の株式数を乗じた金額とされ、上記(1)のとおり、トラスティーズから取得した、一般的な評価実務に照らして不合理な点が認められない株式価値算定報告書及び合理的な水準である株価に対するプレミアムを考慮した本公開買付価格をもとに算定されている。

そのため、本新株予約権買付価格について、当社の本新株予約権者に対して合理的な本 新株予約権の売却の機会を提供するものであると認められる。

(c) 少数株主にとって合理的な売却機会の提供であること

本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」のとおり、当社は、2024年9月30日時点において、東京証券取引所スタンダード市場における上場維持基準の1つである流通株式比率25%以上の基準を充足しておらず、将来的に上場維持が困難となるおそれがあると認識している。本公開買付け及び本公開買付けの成立後に、当社の株主を大東建託のみとし、当社を大東建託の完全子会社とするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)を通じて、大東建託が少数株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な株式売却機会を提供することは、少数株主が享受できる利益と考えられる。

(d) 公正な交渉過程を経て得られた金額であること

下記(iii)「本取引の手続の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)に関する事項について」のとおり、本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本公開買付価格は、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。

なお、実際に、交渉の結果として、1株当たり260円という本公開買付価格の決定に至るまでに、当社株式1株当たり239円とする大東建託の当初の提案より、合計で21円の価格引上げ(上昇率でいえば約9%の引上げ)を引き出している。

(e) 対価の種類として妥当であること

本取引の対価は金銭とされている。この点、大東建託は上場会社であり、本取引の対価を大東建託が発行する株式(上場株式)とすることも考えられるが、一般に、上場株式は一定の流動性はあるものの、価値変動リスクがあり、また、対価を受け取った株主が対価

を現金化するために一定の時間と手続が必要となる。これに対し、対価が現金である方が、 一般に、価値変動リスクが低く、かつ、流動性が高いことに加えて、株主の応募判断に当 たっても評価が容易であると考えられる。

これらを踏まえると、対価は金銭であるところ、対価の種類として妥当であると認められる。

(f) 本公開買付け後の手続において交付される対価が同一であること等

本公開買付けに応募しなかった少数株主は、本公開買付けの後に実施される予定の本スクイーズアウト手続において、最終的に金銭が交付されることとなるところ、当該手続において交付される金銭の額については、本公開買付価格に株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が、プレスリリース等で明示される予定である。また、本スクイーズアウト手続としては、株式等売渡請求又は株式併合が予定されているところ、いずれの場合でも、法令上、本公開買付けに応募しなかった株主に対して法定の株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されている。

#### (g) 小括

以上の点等を考慮し、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本日時点において、本取引の取引条件は妥当であると判断するに至った。

(iii) 本取引の手続の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。) に関する事項について

# (a) 特別委員会の設置

当社は、大東建託の連結子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当せず、また、本公開買付けを含む本取引は、いわゆる MBO (マネジメント・バイアウト) 取引にも該当しない。もっとも、本公開買付けは、大東建託が当社の筆頭株主であり親会社である森燁有限公司からの当社株式の取得を前提として行う公開買付けであるため、本公開買付けは、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められる支配株主との取引等に該当する。また、本公開買付けの成立後、当社株式の非公開化を目的として実施が予定されている本スクイーズアウト手続は、支配株主との取引等に該当する。以上に鑑み、本公開買付けの公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、かつ利益相反を回避するため、原田典子氏(当社社外取締役)、吉田修平氏(当社社外監査役、弁護士)及び長尾謙太氏(当社社外監査役、公認会計士税理士)の3名から構成される本特別委員会を設置している。なお、本特別委員会の委員は、設置当初から変更されていない。

また、当社は、本取引に係る決定を行うに際しては、本特別委員会の意見を最大限尊重 し、本特別委員会が本取引の条件について妥当でないと判断した場合には、本取引を実行 する旨の意思決定を行わないこととしている。なお、本特別委員会においては、委員間の 互選により、当社の社外取締役である原田典子氏が委員長に選定されている。

#### (b) 当社による検討方法

当社が本取引について検討するにあたっては、大東建託グループ及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザーである SBI 証券、第三者算定機関であるトラスティーズ及びリーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所から助言・意見等を得ながら、当社の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から、本公開買付価格をはじめとする本公開買付けの買付条件の妥当性及び本取引の一連の手続の公正性といった点について慎重に

検討及び協議を行っている。

なお、SBI 証券の完全親会社である SBIHD は、大東建託との間で応募契約を締結予定であるところ、当社は、SBI 証券から、(a) SBI 証券は当社のみのアドバイザーとして関与すること、(b) SBIHD は独自に大東建託と応募契約に関する交渉を行い、SBI 証券はこれに関与しないこと、(c) SBI 証券と SBIHD の間で情報遮断等の処置を講じることなどにより、利益相反関係を適切に管理することが可能であると考えられること、具体的には、SBI 証券と SBIHD は、SBI 証券のファイナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署とその他の部署及びSBIHD との間で本取引に関する一切の情報共有を遮断する処置を講じていることに加え、(d) SBI 証券は、株式価値算定については、手続の公正性を担保する観点から、自ら株式価値算定業務を行うのではなく、別途選任された第三者算定機関による株式価値算定結果を踏まえた当社への助言等のサポートにとどめることを想定している旨等の説明を受けている。

以上の点も踏まえ、本特別委員会は、SBI 証券、トラスティーズ及び TMI 総合法律事務 所の独立性及び専門性に問題がないことを確認し、当社のファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーとしての選任を承認している。

#### (c) 当社による協議・交渉

当社は、当社としての交渉方針に係る本特別委員会からの意見、指示、要請等に基づいた上で、本公開買付価格について、少数株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉を大東建託との間で複数回にわたって行っている。具体的には、当社は、本特別委員会での質疑応答及び意見交換の内容を尊重した上で、SBI 証券を通じて、複数回にわたり、大東建託のファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券を介して、大東建託との間で、価格交渉を実施した。当社が協議・交渉を行うにあたっては、公開買付価格の妥当性についての考え方や大東建託に対する回答の仕方についても、同様に、本特別委員会での質疑応答及び意見交換の内容を尊重している。

## (d) 本取引の交渉過程及び意思決定過程における特別利害関係人の不関与

中林毅氏、田村達裕氏及びクイカイピン氏は、当社の筆頭株主であり親会社である森燁 有限公司の親会社である中国平安保険(集団)股份有限公司のグループ会社であり、本応 募予定株主である平安ジャパン・インベストメント1号の無限責任組合員である平安ジャ パン・インベストメント株式会社の役職員であること、髙村正人氏は、当社のその他の関 係会社であり、本応募予定株主である SBIHD の代表取締役副社長(COO)であることから、 本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除す る観点から、当社取締役4名(羅怡文氏、村主正彦氏、豊泉謙太郎氏及び原田典子氏)に て当社取締役会において審議及び決議することとし、クイカイピン氏及び髙村正人氏は、 本取引について決議する当社取締役会を欠席すること、中林毅氏及び田村達裕氏は、上記 取締役会の審議及び決議には参加しないことが予定されており、また、中林毅氏、田村達 裕氏、クイカイピン氏及び髙村正人氏の4名は、当社の立場において大東建託との協議及 び交渉のほか、当社取締役会における本取引の検討に関する議案の審議にも参加していな い。なお、上記取締役会の審議及び決議に参加しない中林毅氏、田村達裕氏、クイカイピ ン氏及び髙村正人氏の4名が上記議案につき会社法に定める特別の利害関係を有してい ないと判断される可能性を踏まえ、確実に会社法上の定足数を充足する有効な決議を行う ため、中林毅氏、田村達裕氏、クイカイピン氏及び髙村正人氏の4名のうち、平安ジャパ ン・インベストメント株式会社又は SBIHD の役員を兼任せず、従業員の地位を兼務するに

とどまる田村達裕氏を加えた取締役5名にて審議の上、改めて当該議案について採決を行い全員一致により決議する予定である。

これらを踏まえると、当社を代表して本取引を検討・交渉する取締役には、本取引に特別な利害関係を有する者は含まれておらず、その他、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、大東建託その他の本取引に特別な利害関係を有する者が当社側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は存在しない。

# (e) 当社における独立した検討体制の構築

当社は、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、大東建託又は本応募予定株主と 利害関係を有する者について、当社株式の価値評価の基礎となる事業計画の作成過程や、 当社と大東建託との間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程 に関与させないこととしており、かかる取扱いを継続している。

#### (f) 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

法令で定められた最短の買付け等の期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けにおける買付け期間 (以下「公開買付期間」といいます。) が 30 営業日に設定され、法定の最短期間より比較的長期に設定されることにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することが企図されている。

また、当社及び大東建託は、本公開買付けの開始後に当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、本公開買付けの開始後に対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととしている。上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保が配慮されている。

#### (g) マジョリティ・オブ・マイノリティ条件

いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件は、本公開買付け成立の条件とはされない予定とのことである。もっとも、本公開買付けにおいて、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性があること、及び本公開買付けにおいては、他に適切な公正性担保措置が実施されており、当社の少数株主の利益に十分な配慮がなされていることからすれば、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことのみをもって、適切な公正性担保措置が講じられていないと評価されるものではないと考えられる。

#### (h) その他の公正性担保措置の実施

大東建託は、(i)本公開買付けの決済の完了後速やかに、大東建託が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、当社株式の全ての株式売渡請求をすること又は株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請をすることを予定しており、当社の株主に対して株式買取請求権又は価格決定の申立てが確保されない手法は採用しないこと、(ii)株式売渡請求又は株式併合をする際に、当社の株主に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主(大東建託及び当社を除く。)の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されること、また、本新株予約権者(大東建託

を除く。)に対価として交付される金銭は、本新株予約権買付価格に本新株予約権者が所有する本新株予約権の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていることから、当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮している。

#### (i) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引においては適切な公正性担保措置が講じられており、2025年1月31日時点において、本取引に係る手続は公正であると判断するに至った。

(iv)上記を踏まえ、当社取締役会が本取引の実施(本公開買付けに係る意見表明の内容を含む。) を決定することが少数株主に不利益でないことについて

上記(i)乃至(iii)までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、本特別委員会において、本公開買付けを含む本取引が当社の少数株主にとって不利益なものであると考える事情は特段見当たらず、したがって当社取締役会が、本公開買付けへの賛同意見の表明及び当社の株主及び新株予約権者に対して応募推奨することを含め、本取引の実施を決定することは、2025年1月31日時点において、当社の少数株主にとって不利益ではないと判断するに至った。

④ 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3)算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社グループ、大東建託グループ及び本応募予定株主のいずれからも独立した独自の第三者算定機関であるトラスティーズに対して、当社の株式価値の算定を依頼し、2025年1月30日付で本株式価値算定書(トラスティーズ)を取得いたしました。当社がトラスティーズから取得した本株式価値算定書(トラスティーズ)の詳細については、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3)算定に関する事項」の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(ii)算定の概要」をご参照ください。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異 議がない旨の意見

当社は、トラスティーズから取得した本株式価値算定書(トラスティーズ)及び TMI 総合法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引について、当社の企業価値の向上、少数株主の皆様の利益保護を含む本取引に関する諸条件の妥当性等の観点から、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本公開買付けの実施も含めた本取引が、上記に記載したシナジーの発現を通じて、当社の企業価値向上に資するものであるとともに、(i)当社が、大東建託グループ、当社グループ及び本応募予定株主から独立した第三者算定機関であるトラスティーズから取得した株式価値算定報告書によれば、当社株式の1株当たりの株式価値は、市場株価法によると197円から206円、DCF法によると230円から307円、類似公開会社比準法に

よると 173 円から 224 円とされているところ、本公開買付価格は、市場株価法及び類似公開会 社比準法による算定結果の上限値を上回るとともに、DCF 法による算定結果のレンジの範囲内で あって中央値付近の金額であること、(ii) 本公開買付価格(260円)は、当社株式の2025年1 月 30 日の東京証券取引所スタンダード市場における終値 202 円に対して 28.71%、同日までの 直近1ヶ月間の終値単純平均値199円に対して30.65%、直近3ヶ月間の終値単純平均値206円 に対して 26.21%、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 197 円に対して 31.98%、直近 12 ヶ月間の 終値単純平均値 171 円に対して 52.05%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であるところ、 かか る金額は、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した 2019 年6月 28 日 以降、2025年1月30日までに公表された公開買付けの事例のうち、公開買付け前において買付 者が対象者の議決権を保有しておらず、公開買付けによって対象者の議決権の3分の2以上を 取得したという類似事例(ただし、公開買付価格のプレミアムが公表日前営業日の終値に対して マイナスとなる事例及び公開買付不成立の事例は除く。) 144 件におけるプレミアム水準の中央 値(公表日の前営業日の終値に対して41.87%、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単 純平均値に対して 38.67%、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して 42.40%、公表日の前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して 45.22%、公表日の 前営業日までの過去 12 ヶ月間の終値単純平均値に対して 46. 28%)と比較した場合、 過去 12 ヶ 月間の平均値に対するプレミアムで見た場合には遜色ない水準であると考えられること、また、 直前営業日終値、過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の平均値に対するプレミアムは 類似事例のプレミアム水準に比して必ずしも高い水準とは評価できないものの、仮に本取引が 実行されなかった場合には、今後、当社は単独では上場維持基準の1つである流通株式比率 25% 以上の基準を充足することができない可能性があり、その結果、当社の少数株主が当社株式を本 公開買付価格よりも低い水準で売却せざるを得ない状況や売却すること自体が困難となる状況 が生じ、当社の少数株主に看過できない損害を生じさせる可能性が否定できないため、類似事例 全体の平均水準と同水準のプレミアムでなければ本取引を実施すべきではないと直ちに判断す ることは必ずしも適切ではないと考えられること、その上で、本公開買付価格が、上記のとおり、 直近1ヶ月間の終値単純平均値及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して 30%を上回るプレ ミアム、前営業日終値並びに直近3ヶ月間の終値単純平均値に対して20%を上回るプレミアム が付されたものであり、不合理とはいえない水準であること等を考慮すると、本公開買付価格に 付されたプレミアム水準を理由に、本公開買付価格の妥当性が損なわれるものとはいえないと 考えられること、また、本公開買付価格 260 円及び当社の 2024 年 9 月 30 日時点の純資産を前 提とした当社の株価純資産倍率(PBR)は1.20倍であるが、2019年6月28日以降2025年1 月30日までに公表された公開買付けの事例のうち、対象者の主軸事業が不動産・デベロッパー 関連事業である事例9件においては、公開買付価格を前提としたPBRの平均値が1.42倍、中 央値が 1.20 倍であり、類似業種の公開買付けの事例と比較して同等の水準であると考えられる こと、さらに、本公開買付価格(260円)は、当社株式が2022年4月にスタンダード市場に移 行して以来の市場株価終値の最高値である 235 円を上回る価格であること等を考慮すると、本 公開買付価格は妥当性を有し、当社の少数株主の皆様に対して合理的な株式の売却機会を提供 するものであると判断し、2025年1月31日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意 見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募 を推奨する旨を決議いたしました。

上記の取締役会においては、当社取締役8名(羅怡文氏、中林毅氏、村主正彦氏、豊泉謙太郎 氏、田村達裕氏、クイカイピン氏、髙村正人氏及び原田典子氏)のうち、 当社の筆頭株主であ

り親会社である森燁有限公司の親会社である中国平安保険 (集団) 股份有限公司のグループ会社 であり、本応募予定株主である、平安ジャパン・インベストメント1号の無限責任組合員である 平安ジャパン・インベストメント株式会社の役員であるクイカイピン氏及び当社のその他の関 係会社であり、本応募予定株主である SBIHD の代表取締役副社長(COO)である髙村正人氏が欠 席したほか、中林毅氏及び田村達裕氏は本応募予定株主である平安ジャパン・インベストメント 1号の無限責任組合員である平安ジャパン・インベストメント株式会社の役職員であることか ら、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する 観点から、中林毅氏及び田村達裕氏を除き、当社取締役4名(羅怡文氏、村主正彦氏、豊泉謙太 郎氏及び原田典子氏)において審議の上、その全員一致で本公開買付けに賛同の意見を表明する とともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしまし た。なお、上記の取締役会に参加した取締役4名において、大東建託グループ及び本応募予定株 主との兼職関係にある等特別な利害関係を有する役員は存在しておりません。また、当社取締役 のうち、上記決議の際に欠席したクイカイピン氏及び髙村正人氏、上記決議の際に除外された中 林毅氏及び田村達裕氏は、利益相反の疑いを回避する観点より、当社取締役会における本取引の 検討に関する議案の審議に参加していないほか、当社の立場において本取引の検討、本取引に係 る大東建託との協議・交渉にも参加しておりません。なお、上記取締役会の審議及び決議に参加 しなかった中林毅氏、田村達裕氏、クイカイピン氏及び髙村正人氏の4名が上記議案につき会社 法に定める特別の利害関係を有していないと判断される可能性を踏まえ、確実に会社法上の定 足数を充足する有効な決議を行うため、中林毅氏、田村達裕氏、クイカイピン氏及び髙村正人氏 の4名のうち、平安ジャパン・インベストメント株式会社又は SBIHD の役員を兼任せず、従業員 の地位を兼務するにとどまる田村達裕氏を加えた取締役5名にて審議の上、改めて当該議案に ついて採決を行い全員一致により決議しております。また、上記の当社取締役会においては、当 社の監査役3名(うち社外監査役3名)全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べておりま す。

# ⑥ 当社における独立した検討体制の構築

当社は、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、大東建託グループ及び本応募予定株主から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社内に構築いたしました。

具体的には、当社は、2024 年 9 月 6 日に本取引の実施に向けた検討・協議を開始したい旨の 提案書を受領した後、TMI 総合法律事務所から受けた助言を踏まえ、構造的な利益相反の問題を 排除する観点から、大東建託又は本応募予定株主と利害関係を有する者について、当社株式の価 値評価の基礎となる事業計画の作成過程や、当社と大東建託との間の本公開買付価格を含む本 取引に係る取引条件に関する交渉過程に関与させないこととしており、かかる取扱いを継続し ております。

#### (7) 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

大東建託は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定して法定の最短期間より比較的長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図

しているとのことです。

また、大東建託及び当社は、本公開買付けの開始後に当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、本公開買付けの開始後に対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととしています。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑧ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

大東建託は、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び 理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記 載のとおり、(i)本公開買付けの決済の完了後速やかに、大東建託が本公開買付けの成立によ り取得する株式数に応じて、当社株式の全て(本新株予約権の行使により発行又は移転される当 社株式を含みます。) 及び本新株予約権の全ての株式等売渡請求をすること又は株式併合及び株 式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを 付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定しており、当社の株主の皆 様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii)株 式等売渡請求又は株式併合をする際に、当社の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公 開買付価格に当該各株主(ただし、大東建託及び当社を除きます。)の所有する当社株式の数を 乗じた価格と同一になるように算定されることを明らかにしていること、また、本新株予約権者 (大東建託を除きます。) の皆様に対価として交付される金銭は、本新株予約権買付価格に本新 株予約権者が所有する本新株予約権の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明 らかにしていることから、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか 否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮して いるとのことです。

# 4. 今後の見通し

本株式売渡請求に対する当社による承認の決定後における当社の経営体制の予定、方針・計画等につきましては、今後、当社及び大東建託の間で協議・検討する予定です。

#### 5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

大東建託は当社の支配株主(親会社)であり、本株式売渡請求の承認を含む本取引は、支配株主 との取引等に該当します。

当社が2024年12月20日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、「当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、取締役会において取引内容及び取引の妥当性等について審議の上、取引の是非を決定することとしております。なお、その他の関係会社と人的関係、資本関係、取引関係、その他利害関係のない社外役員1名を一般株主と利益相反の可能性がない独立役員として選任し、少数株主の保護に努めております。」としております。

当社取締役会による本株式売渡請求に関する承認に関して、当社は、上記「3.本株式売渡請求

に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は上記方針に適合していると判断しております。

- (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項 上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(4) 公正性を担保 するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。
- (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2025年1月31日、本特別委員会から、当社取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対し、本公開買付けに応募することの推奨を決議することは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える旨を内容とする本答申書を入手しております。詳細は、上記「3.本株式[等]売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。なお、本答申書は、本株式売渡請求を含む本取引に関するものであることから、当社は、本株式売渡請求の承認に際しては、支配株主と利害関係のない者からの意見を改めて取得しておりません。

以上